

1. 水道使用料・受水分担金

(1) 水道使用料

議決年月日		平成9年3月28日			
適用期間		平成9年7月1日～			
口径別	事項	基本水量	基本料金	超過料金(1m ³ につき)	
普通	口径40mm未満 の給水装置	0～8m ³	630円	9～20m ³	131円
				21～30m ³	165円
				31～40m ³	204円
				41～50m ³	233円
				51～100m ³	252円
				101m ³ 以上	262円
栓	口径40mm以上 の給水装置	0～30m ³	口径40mm 6,499円	31～40m ³	204円
			50mm 7,566円	41～50m ³	233円
			75mm 8,051円	51～100m ³	252円
			100mm 8,536円	101m ³ 以上	262円
			150mm以上 10,961円		
特殊栓	浴場給水装置	0～100m ³	5,820円	101m ³ 以上	48円
	共用給水装置	0～8m ³	388円	9m ³ 以上	58円
	臨時給水装置	0～1m ³	679円	2m ³ 以上	679円
	特殊給水装置	0～30,000m ³	6,790,000円	30,001m ³ 以上	262円

消費税及び地方消費税相当額抜き

(2) 受水分担金

(単位：円)

議決年月日	平成9年3月28日	
口径別\適用期間	平成9年7月1日～	
13ミリメートル	135,000	
20ミリメートル	174,000	
25ミリメートル	349,000	
40ミリメートル	1,261,000	
50ミリメートル	2,522,000	
75ミリメートル	5,044,000	
100ミリメートル	10,088,000	
150ミリメートル	25,220,000	
200ミリメートル	50,440,000	は管理者または、市長が分担 金徴収規程により別に定める額
250ミリメートル	100,880,000	
消費税及び地方消費税相当額抜き		